

令和3年度第2回京都府食の安心・安全審議会

1 開催日時

令和3年8月26日（木）午前10時から12時まで

2 場 所

オンライン開催（Zoom ミーティング）

3 出席者

【審議会委員】13名

中坊幸弘会長、東和次委員、有地淑羽委員、猪尾充孝委員、内田隆委員、川村幸子委員、上林喜寛委員、中川恵美子委員、東あかね委員、牧克昌委員、森山敦子委員、山内淳司委員、山本隆英委員

【京都府】関係職員

4 次 第

(1) 開 会

(2) 協議事項

- ・第6次京都府食の安心・安全行動計画（令和4年～6年度）の骨子案について

(3) 報告事項

- ・令和3年度京都府の食の安心・安全に係る取組について
- ・その他の取組について

(4) 閉 会

5 議 事

【協議事項】

(会長)

それでは次第に沿って、2番目の協議事項、第6次京都府食の安心・安全行動計画（令和4年～6年度）の骨子案について事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

最初にお送りしました資料について、御説明します。

資料1は、第1回審議会に説明したものと重複しています。概要とスケジュールが入っています。資料2が、今回審議いただく骨子案の本体です。資料3は、骨子案の数値目標の一覧で、大きな3本柱の下で30項目を整理した一覧表です。資料4は、第1回審議会の委員の意見と対応について概要をまとめたものです。参考1は、資料4の中身を詳細に記載しています。参考2は、概要についての御意見をまとめたものです。資料5は、後ほど報告する国のリリース等をまとめています。最後に食品安全委員会の「食品の安全性に関する用語集」をお送りしています。このような資料で御説明させていただきます。

資料1から御説明します。

作業を進めている策定の根拠は、京都府食の安心・安全推進条例第5条に基づいています。

スケジュールについては、本日骨子案の審議いただいた後、9月議会で骨子案の報告をし、パブリックコメントの後、11月に改めて審議会で最終案を検討いただきます。最終案は、12月議会で議決の予定となっています。

過去の行動計画の推移について、2ページには第1次から第3次、3ページには第4次から第6次の概要を説明しています。

一番上が食を取り巻く情勢で、第6次計画で新型コロナウイルスの感染拡大や食品衛生法等の改正等の動きがある中、食を取り巻く変化や価値観の多様化が生じていることを踏まえ、変化する食の安心・安全への適応を考えています。細かい3つの矢印は「食の安全性確保に向けた行政による監視・検査体制の確保」「食を取り巻く変化に対応する食品関連事業者等の自主的な取組の促進」「府民の食に関する信頼感向上と選択力向上に向けた正確な情報の提供」の3本柱を進めるため、これまでのおおよその流れを示しています。

4ページ、5ページは、第6次食の安心・安全行動計画骨子（案）についてで、今回検討する概要を示しています。

4ページの1の施策は、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化や価値観の多様化など食を取り巻く情勢の変化を踏まえ、生産から流通、消費までの各段階における食の安心・安全を確保するため、行政と事業者、府民が協働、連携して、3つの重点施策を柱に、全30項目にわたる取組を総合的かつ計画的に推進する。という方針で取り組みま

す。

2の「食を取り巻く現状と課題」も、3本柱での取組を記載しています。

先ほど申しましたとおり、(1)は行政による監視・検査体制で、「①生産現場等の監視、指導」は、現状として「高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生、二枚貝類の養殖海域における貝毒の蓄積など、生産現場におけるリスクが継続・顕在化」しており、課題は「生産に伴うリスクを低減し、生産者を支援するための監視や指導が必要」と整理しています。同様の考え方で、②は「流通段階の監視、指導」、(2)では、「食を取り巻く変化に対応する食品関連事業者等の自主的な取組の促進」、①は「安心・安全な食品を提供する事業者等の育成」、②は「持続可能な農業の推進」として現状の課題をまとめています。

(3)の「府民の食に関する信頼感向上と選択力向上に向けた正確な情報の提供」は、「①府民と食品関連事業者の交流による相互理解の促進」、「②府民の食に関する学習環境の充実」として現状と課題をまとめています。

5ページの「食の安心・安全に向けた取組の展開」では、30のうち13の取組を挙げています。

(1)の①は「養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザ侵入監視のためのウイルス学的検査」や、「二枚貝類の主要養殖海域における定期的な貝毒発生状況調査」を計画しています。それぞれ目指す姿を設定しており、②の「流通段階の監視、指導」では「流通段階において、食中毒や食物アレルギーによる健康被害、食品の規格基準違反、食品表示違反などが発生しないことを目指します。」と書いています。

(2)の①は、目指す姿を「安心・安全な食品を提供する事業者等を育成し、事業者の知識向上、食品による健康被害の防止を目指します。」とし、「自主的な残留農薬分析」あるいは「HACCPの定着に向けた指導と食品衛生責任者の研修会開催」「食品関連事業者向け新たな食品表示制度の普及啓発」を例として挙げています。(2)の②「持続可能な農業の推進」では、「持続可能な農業に取り組む生産者等を育成し、生産者の知識向上、安心・安全な食品の安定供給を目指します。」と挙げています。

(3)の「府民の食に関する信頼感向上と選択力向上に向けた正確な情報の提供」や、「府民と食品関連事業者の交流による相互理解の促進」では、リスクコミュニケーションの開催や、食の安心・安全ヤングサポーターの養成を項目として挙げています。②の「府民の食に関する学習環境の充実」では、「府民・食品関連事業者への的確に情報提供し、府民の食の安心・安全に関する学習環境の充実を目指します。」としており、具体的にはSNS等を活用した適切な食情報の発信等に取り組むこととしています。

スケジュールを9月、10月、12月で記載しています。こちらが概要です。

資料3では、概要でお話した30を一覧にし、目指す姿を記載しています。これは第5次と第6次の対比ができるよう、指標や数値目標の考え方、具体的な取組についてまとめていますので、御参考ください。

資料4と参考1を御覧ください。

資料4は「令和3年度第1回食の安心・安全審議会における委員意見及び府の対応」を大まかに書いています。

例えば「食を取り巻く現状」として、「新型コロナウイルス感染症は、飲食の場面で感染が拡大することから、テイクアウトやデリバリーの増加以外にも、様々な影響が生じていることを反映してはどうか。」という意見をいただき、府の対応として、新型コロナウイルスの様々な影響を踏まえて、本年6月「京都府WITHコロナ・POSTコロナ戦略」として、Eコマースを活用した販売拡大支援や、それに応えられる農産物の産地づくりなど食関連の施策をとりまとめ、さらに飲食店の感染防止対策に係る新たな認証制度を開始しています。こうした現状に加え、関連する課題、対応する取組を骨子案に記載しています。という整理をし、骨子案への反映箇所を書いたものが参考1です。

資料4の下段、正しい情報の発信についても多数の御意見をいただきました。

一つは「正確ではない情報を掲載している雑誌がある。行動計画において、不正確な記事への罰則やインターネット等の記事の監視、抗議等の対応をお願いできないか。」という意見では、「ICTの発展等により、様々な情報が発信される中、信頼性に欠ける情報もあるため、消費者に正確な情報を発信する必要があります。」「加えて情報を適切に取捨選択することが重要となることから正確な情報の発信、国と連携した消費者等への注意喚起など対応する取組を骨子案に記載しています。」とし、参考1の2ページに該当する箇所を記載しています。

同様に、正しい情報の発信については、農薬に関する事や生活の中で得ていた情報に関しても御意見がありましたので、対応する箇所を記載しています。

参考1の4ページは、テイクアウトやデリバリー以外のキッチンカーや、鳥インフルエンザの対応に関しての御意見がありましたので該当する箇所を記載しています。

5ページは、オンライン講習会や文言の統一について御意見がありましたので、オンライン講習会についての該当箇所を記載していること、文言の統一について、今回の骨子案には入れていませんが、最終案で用語集を作成したいということ、食品安全委員会の用語集を基本にすべきという御意見がありましたので、参考3の資料を配付させていただきました。

資料2は骨子案です。

最初に策定の趣旨を書いています。推進条例の第5条第1項の規定により食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を3年ごとに定めていますので、第6次行動計画においては、府民の健康の保護が最も重要であるとの基本認識の下、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化や価値観の多様化に伴う食を取り巻く情勢の変化にも対応した「令和4年度から令和6年度までの目標、施策等」を明らかにします。と趣旨に挙げています。

構成については、第1章の「食を取り巻く現状及び課題」、第2章の「第6次行動計画の基本的な考え方」、第3章の「食の安心・安全に向けた取組の展開」、第4章の「第6次行動計画の管理・公表」を策定の趣旨としています。

2ページの第1章は、前回の審議会を踏まえて整理しています。

現状の「食を取り巻く情勢・動向」として、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大」「食品衛生法改正によるHACCPの制度化等の新たな法制度への対応」「安心・安全な食品の提供と安心して食事できる食環境の整備」「持続可能な社会への関心の高まり」「SNS等の普及と正確な情報」を整理しています。

4ページ、5ページで「第5次行動計画（令和元年度～3年度）の成果と課題」をまとめています。

(1) 第5次行動計画の取組については、柱1「新たな法制度に適應できる食品関連事業者等の育成」と柱2「食の信頼感向上に向けた情報の提供と府民の食の選択力向上」を立て、柱1では、食中毒、食物アレルギーによる事故、食品表示違反が発生しないことを目指して29の項目に取り組みました。柱2では、食の安心・安全を理解する府民の拡大を目指して14の項目に取り組んでいます。

「数値目標の達成状況」については、令和元年度は43のうち40項目で80%以上を達成し、ほぼ計画どおりに取り組めた一方、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大での影響もありながら、新たな取組を進められたという状況です。

このような中で、「目指す姿の実現状況」は、食中毒による健康被害の拡大防止や、食の安心・安全について理解する府民の拡大を進めることができました。府民アンケートの回答でも、食の安心・安全について「安心」「どちらかといえば安心」が88%に上昇しています。

(2) 今後の課題については、「ア 食の安全性確保に向けた行政による監視・検査の着実な実施」「イ 食を取り巻く変化に対応する食品関連事業者等の自主的な取組」「ウ 食の信頼感向上に向けた情報発信と府民、事業者等との相互理解」とまとめています。

2章に第6次行動計画の基本的な考え方をまとめています。

第1章で挙げた食を取り巻く現状や課題について、府民の食の安心・安全をより高い水準で確保するため、令和4年度から3年間を対象期間として第6次行動計画を定めます。

各項目、3本柱を立てています。ページ下の部分で、これまでの審議会で意見をいただいた計画のまとめ方を整理しました。第5次行動計画で取り上げた食文化の継承、食品ロス削減の取組やSDGsに関連するエシカル消費等の取組は、それぞれ、令和3年3月に策定した「第4次京都府食育推進計画」や今年度に策定予定の「京都府食品ロス削減推進計画」、「京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画」に位置づけ、相互に連携しながら、役割分担することとします。と整理しています。

7ページは、「施策の体系」に関して簡単に全体像を整理しています。

「新しい生活様式」への対応ということで、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化に対応しながら、食の安心・安全施策を推進することを全体の観点として、下に3本の柱を立て、それぞれ12、13、5つの項目と目指す姿を整理しています。

第3章は、食の安心・安全に向けた取組の展開です。

柱1の「食の安全性確保に向けた行政による監視・検査体制の確保」では、「府民に安心・安全な食品が届くよう、食品の生産から流通、販売に至る各段階における法令遵守状況を府においてしっかり監視、指導します。」が対応する考えで、その中の「生産現場等の監視・指導」の箇所では「生産現場等において、生産に伴うリスクの低減とともに、食中毒等による健康被害、食品の規格基準違反、食品表示違反などが発生しないことを目指します。」と目指す姿を記載しています。

個別の考え方をその下に記載し、数値目標を一覧にして、①から⑦の項目で取組を整理しています。横向きには、取組と各取組の指標、現状の数値と目標値を記載しました。

(2)の「流通段階の監視・指導」については、「流通段階において、食中毒や食物アレルギーによる健康被害、食品の規格基準違反、食品表示違反などが発生しないことを目指します。」と目指す姿を整理し、同様に考え方の項目と数値目標を記載しています。

11ページから、「2 食を取り巻く変化に対応する食品関連事業者等の自主的な取組の促進」とし柱2を記載しています。府内には小規模な食品関連事業者が多いという実態を踏まえながら、事業者が自主的に新たな法制度等に確実に取り組むことができるよう、「新しい生活様式」への対応として、オンライン配信や「食の府民大学」の動画講座等を活用した研修機会の提供により、きめ細かく支援します。という考え方で、「(1) 安心・安全な食品を提供する事業者等の育成」では目指す姿を整理しています。こちらでは「ア 安心・安全な食品を提供する事業者の育成」、12ページに「イ 誰もが安心して食事ができる環境の整備」「ウ 緊急時の食の安心・安全の確保のための対応力の向上」と、それぞれの項目を整理し、13ページの⑬から⑳の項目で取組を記載しています。

13ページ、表の下に「(2) 持続可能な農業の推進と食料の安定供給」ということで、目指す姿に「持続可能な農業に取り組む生産者等を育成し、生産者の知識向上、安心・安全な食品の安定供給を目指します。」と設定しています。14ページでその考え方を整理し、㉓から㉕の項目で取組を記載しています。

15ページが、柱3の「府民の食に関する信頼感向上と選択力向上に向けた正確な情報の提供」です。府民の食の信頼感向上のために、新しい生活様式への対応として、オンライン等を活用したリスクコミュニケーションや食の府民大学等、府民が食の安心・安全について学ぶ場を設け、食の安心・安全の取組を分かりやすく情報提供します。また、府民と食の安心・安全に取り組む食品関連事業者の交流を通じて相互理解を促進します。さらに、少子高齢化が進む中、若者をはじめ様々な世代が食の情報に触れる機会を増やし、食の安心・安全の意識向上を図ります。」と整理をしています。

こちらでは、「(1) 府民と食品関連事業者の交流による相互理解の促進」として、目指す姿を「消費者、事業者、行政の交流を通じて、食の安心・安全に関する相互理解の促進を目指します。」としています。

16ページは「府民の食に関する学習環境の充実」です。「府民・食品関連事業者への確に情報提供し、府民の食の安心・安全に関する学習環境の充実を目指します。」と整理して

います。その下に、「府民の意識調査によると、食に関する情報を入手する機会は、テレビやラジオ、新聞、雑誌が主流でしたが、近年、新しい生活様式において、情報収集手段が多様化し、外出の自粛や在宅時間の拡大で、インターネットから情報を得る人が急増しています。しかし、SNS等による情報の中には、科学的根拠のない情報やリスクを過大視する情報なども混在していることから、虚偽・誇大な食品表示など必要に応じて、事業者に指導を行います。」と記載しています。

このように、食に関する様々な情報が手軽に入手・発信できるメリットがある一方、信頼性に欠ける情報も氾濫しているため、正確な情報の発信に加えて、府民が自らが求めている正しい情報を適切に選択する重要性が高まっていると認識しています。

17ページの文章も同様に整理をし、数値目標は⑳から㉑の取組を一覧にしました。

18ページでは「食の安心・安全に関わる危機管理対応」を整理しています。「京都府で把握した食の安心・安全に関する情報は、関係課と共有し、内容に応じて市町村、関係機関、府民等に周知するとともに、必要に応じて関係省庁、都道府県、市町村と連携して監視、指導等を行い、食に関する府民への影響が最小限となるよう取組を進めます。」というのが危機管理対応の姿勢です。加えて、インターネット等の取引の対応も整理をしています。

19ページでは、第4章に「第6次行動計画の管理・公表」についてまとめています。「第6次行動計画は、PDCA（計画、実施、点検、見直し）の考え方にに基づき、実施状況を把握して、適切な点検と進行管理を行うとともに、京都府食の安心・安全推進条例に基づき、毎年、行動計画に係る施策の実施状況及び結果を取りまとめ、京都府食の安心・安全審議会の評価を得た上で、ホームページ等で公表します。」とし、取組を進める予定です。

以上です。

(会長)

ありがとうございました。

ただ今の第6次行動計画の骨子案ですが、3本柱で、各柱に2つずつ目指す姿を記述し、30項目としています。

御意見や御質問をうかがう前に、10分間休憩を取ります。50分から議事を再開することといたします。よろしくお願ひします。

(休 憩)

(会長)

議事を再開いたします。

事務局から説明があった骨子案について御質問や御意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(委員)

2点あります。1点目は「食を取り巻く現状及び課題」の2ページ、(2)の食品表示法ですが、2023年に遺伝子組換え表示が変わる点も触れておくのが良いと考えます。そして、今回「分別生産流通管理」など、少し専門的な文言が入る可能性がありますので、必要に応じて学習会等を企画するのが良いと考えます。

もう一点は、3ページの(4)ですが、「持続可能な農業が」というと、農業だけの印象を受けますので、「農林水産業」と言い換え、その後に「中でも」と入れて次の文に繋げる方が良いと思います。数値目標の⑭でも「農林水産物」と出ていますので、農業がメインですが、それだけではないと分かるような表現をお願いしたいです。

(事務局)

御指摘のとおり検討し、内容を反映いたします。

(委員)

コロナ禍の中で、テイクアウトやデリバリー等の監視・指導という項目が新たにありますが、今までの街頭販売されるお弁当と同じスタンスでの監視・指導と解釈すれば良いですか。

今の飲食店や居酒屋は本当にテイクアウトが多いです。例えば店頭で焼肉を販売する経営などの監視も対象に入れてもらいたいです。先日目にした店舗が同様の販売をしていますが、少し怖い印象の販売員だったため、「この販売の仕方はやめたほうがいい」とは言い辛く感じました。世間が緊急事態やまん延防止の時期ですので、指導していただきたいと思えます。

そして、監視・指導はどのぐらいの頻度で実施されますか。一度だけでしょうか。多くの飲食店がありますが、印象ではほとんどがデリバリーやテイクアウト販売をしています。これらをお弁当の街頭販売とは異なる位置付けとすると、指導員の方も新しい分野の監視・指導に備えていただくことにはなりますが、何か実施されていることはありますか。

(事務局)

まずテイクアウトの関係ですが、昨年度から各店舗を巡回する中で、1時間以内に食べてもらうこと、作る品目は生ものを避けてもらうこと、店の規模に合った食数にしてもらうこと等、様々な形の指導をしています。

昨年度はコロナ禍で新たにテイクアウトを始められた計653店舗を中心に巡回しており、今年度も引き続きテイクアウトにおける食の安心・安全の確保という観点から、各保健所を通じて指導したいと考えています。

(会長)

ほかに御質問や御意見はありますか。

(委員)

「府民と食品関連事業者の交流による相互理解の促進」の中で、学生等による食の安心・安全ヤングサポーターの養成は具体的にどのように実施されていますか。学生を集めるのは難しいところもあると思いますが。

(事務局)

学生の方には、大学と連携して授業の時間をお借りしてヤングサポーターの制度を説明し、京都府の取組、例えば京都府の食の安心・安全や食育の取組について説明することで理解を深めて、参画してもらっています。参画された方にSNS等で配信して取組を拡散してもらったり、府のSNS等に投稿してもらうことで取組を進めています。

(委員)

今の発言に関連してですが、京都府だけでなく全国的にも問題になってますが、SNSの情報しか信じない世代が非常に多いようです。マスコミも見ない、新聞も読まない方がSNSを信じやすいそうですが、京都府もSNSで情報発信をされていますが、情報発信の手段をほかの媒体と上手に合わせた形でお願いしたいです。

もう一点、京都府の広報予算で時間を確保され、食育や安全教育の考え方を説明する枠が取れるようでしたら、テレビ放送も実施してもらえると、情報がある程度の年代層まで広がると思いますので、検討してもらえませんか。

(事務局)

後ほど説明しますが、インターネットを活用した動画配信等を利用して、食の安心・安全や、食育について身近に考えてもらう取組を考えています。また御協力をよろしくお願いたします。

(委員)

京都府はラジオ・テレビの枠を取った広報番組が多くありますので、流すように御案内してはいかがかと思います。深く説明すると、時間が長くなりますので割愛します。

リスクコミュニケーションについてですが、私が過去に所属していたところでは今も実施しているようですが、家庭科の栄養関係の先生方の集まりが夏場にあり、講習会をされているそうです。そこで化学物質、農薬等についてのリスクコミュニケーションの枠を取り説明されている例があります。参考までに御案内します。

あと、今回用語の統一がありますが、食品安全委員会で御例示いただきましたが、食品安全委員会では「いわゆる健康食品について」という冊子も出していますし、あと機能性食品、バイオ食品については厚生労働省や消費者庁も出されていますので、講習等の時

ご活用されてはどうかと思います。

(委員)

質問が2点あります。

まず、数値目標⑳の「緊急時の食に関する対応研修会の開催」ですが、令和2年度実績が7で、目標値が5となっていますが、この回数が減っているのはどんな理由なのでしょう。

もう一つ、数値目標㉑の「食の府民大学の動画講座の充実・利用拡大」の目標値が3万回とありますが、この数字の根拠はどのように算定しているのか教えてください。

(事務局)

緊急時の食に関する対応研修会は、行政の区分をしています。各広域振興局と本庁等の合計5箇所が定期的を開催する計画をしています。現状値では多い年があったため7としていますが、計画として着実に進めたいため5としています。

動画についてですが、従前中々数字が伸びませんでした。最近は多く見てもらえるようになり、3年間で1万回上乗せができればと考え、3万回の設定をしています。

(会長)

ほかにございますか。御意見や御質問がありましたら、挙手をお願いします。

(委員)

動画やインターネットの話が出ていますが、今回のHACCPに関しては小規模なところまで実施するようにとあります。動画まで立ち行かない、そこまで行けない方が多くおられます。動画だけ発信したらできたと考えのではなく、よりきめ細かな指導をお願いしたいです。

(事務局)

HACCPの指導に関しては、各保健所の職員が食品衛生協会とも連携して回り、きめ細かな指導を今後続けることで、小さなお店についても着実にHACCPの考え方を取り入れてもらうよう、進めていく予定です。

(委員)

意見が反映された良いものになったと思いながら読んでいました。アレルギーの記載についても、以前はハラルフードと同列で並んでいましたが、今回はスポットが当たっており、良くなっています。

意見としては、先ほどのヤングサポーターのSNS発信について、学生に聞きますと、個人が行政のことを発信すると、「意識が高く見られるようで発信しにくい」という意見も聞

きます。京都府の発信を応援する形など、ほかにより良い仕組みがあればと思います。

例えば京都市の食品ロスなどでは、大学のゼミごとにSNSの「いいね！」の数を競争させて、数が一番多いゼミが景品をもらえる等されています。そこまでの必要はありませんが、学生だけに負担を負わせるのではなく、仕組みを講じるが必要な気がしており、思案しています。

(事務局)

現在、学生に投稿枠を提示し、いただいた記事を匿名で投稿する手法を実施しています。気楽に「こんな料理を作った」「こんな事を考えた」と投稿してもらえば、目立つ事がないよう、京都府が発信します。学生側の負担ができるだけ少なくなるよう、工夫しています。

(委員)

お聞きして安心しました。ありがとうございます。

(委員)

先ほどお話にあったHACCPですが、当初から難しいと思っていましたが、各事業体ごとでは難しい点があることを、上に向けて宣伝したほうが良いのではないですか。ほかに国際的なGAPなど様々な話もありますので、そのような事項にも注意して準備したほうが良いと思います。末端の意見をできるだけ聴取するような形でご提案してみてもいかがでしょうか。府として全国的な意見を出す際に、何かで活用されるよりは良いと思います。HACCPも当初よりは大幅緩和していると思われませんが、そのような問題があったのだと理解しました。

(会長)

ほかにございますか。

第6次の骨子案については6名の方から御意見が出た点は追加修正していただくということで、第6次の行動計画の3本柱と30項目については了承とのことで、異議はございませんか。

ありがとうございました。

【報告事項】

(会長)

本日の3番目の報告事項に移らせていただきます。

令和3年度京都府の食の安心・安全に係る取組について、事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

資料5を御覧ください。順番に概要を説明いたします。

最初が消費者庁からのリリースです。「新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする健康食品の表示に関する改善要請及び一般消費者等への注意喚起について」で、新型コロナウイルスの特効薬的は現在ありませんが、そのようなことを標榜する表示についての注意喚起です。

端的に申し上げますと、「新型コロナウイルス予防に根拠のあるサプリメントや特定の食品はありません。根拠のない商品にご注意ください」と消費者庁から発信されておりまして、そのような表示について改善を消費者庁が指導しているリリースです。

4ページでも、「新型コロナ関連 消費者の方々へのメッセージ」と大きく出しています。

5ページから京都府の取組について順次御説明いたします。

5ページ、「食中毒注意報（令和3年度第6号）を発令しました」は、8月19日にリリースをしています。

6ページ、7ページが具体的な中身です。先ほどご意見にありましたテイクアウトについても、「調理した食品は、できるだけ早く食べ、室温で放置しない。※特にテイクアウトや宅配による食品はできるだけ早く食べる。」ですとか、「飲食店で調理した弁当などをテイクアウトや宅配で提供する場合、特に以下の事項に注意する。」「施設の規模や人員に応じた、無理のない提供食数とする。」「調理した食品は、常温放置せず、適切に温度管理を行う。」「販売時に、消費者に対してすぐに食べるよう伝える。」という内容を消費者に啓発しています。

8ページは、食の安心・安全意見交換会の開催結果報告です。この時は畜産物の安心・安全ということで説明し、意見をいただいています。

9ページは「飲食店の感染防止対策認証制度がスタートします」と、取組を開始したことをお知らせしています。11ページにチラシを掲載し、13ページでは、認証制度の全部で38の認証基準を掲載し、飲食店での取組が把握できるようになっていますので参考にしてください。

15ページは、京料理店オーナーによる独自認証基準に係る共同会見について、京料理店オーナーが独自で取組を進め、発表されたものです。

16ページは養豚場における豚熱の発生及び京都府の対応です。国内での発生状況は71例目となっています。

18ページからは「きょうと食育ネットワーク情報交換会について」の話題です。ボランティアの方にも多く取組を進めてもらっていますが、それを周知いただくイベントをオンラインで開催し、京都府の食育推進計画の策定についてや、朝食を取ってもらうための大学の先生や企業の取組を情報共有いたしました。こちらは現在動画を掲載して情報共有する準備を進めています。

19ページは、「食」についての目標を宣言しよう！という、第5回京都府食のみらい宣

言・実践活動コンクールについてです。SNSを使い、府民の皆様の食に関する目標と実際の取組を投稿いただきます。募集を開始しましたので、食に関する取組がありましたら投稿いただきますようお願いいたします。

20ページ、21ページ、22ページはその件に関する資料です。

23ページは、「“できる”から始まる楽しい食育」と題して食育トークショーを開催したチラシです。料理研究家の大原千鶴先生、同志社女子大学の小切間先生、京都芸術大学の吉田先生にお世話になり、「食育を楽しく取り組みましょう」「皆さん、垣根なく取り組んでください」ということで、動画を公開しています。是非ご参考に御覧ください。

24ページは、食育推進交流会についてです。学校の先生と一緒に情報共有して取り組みました。

25ページは、「京の食」応援プロジェクトです。現在、京都の食品関係事業者の皆様は大変大きな影響がある為、京都府では応援プロジェクトとして「涼風膳」の販売を開始しています。2万円相当のものを1万円で購入いただけます。お鍋でしたら、すき焼きセットと、お茶、お酒が届く仕組みですので、機会があれば御活用ください。

26ページ「京野菜の魅力を探る！～見て、味わって、健康的に！～」では、京の食文化ミュージアム・あじわい館で実施されたオンラインの取組を報告しています。

27ページは、京たんごメロンの出荷のお知らせです。

28ページは、茶業研究所の夏休みの自由研究の応援プロジェクトです。

29ページ「丹後の“農”にふれ、食を味わおう!!」は、開催がありませんでした。

31ページは「～お家時間で楽しめるバイオテクノロジーや微生物を使った最新の栽培技術をWEB配信～」で、現在オンラインで情報提供をしています。

32ページ、旬の京野菜を食べよう!!～「京野菜マルシェ」開催～は、京野菜を購入いただくとプレゼントもありますので、是非御活用ください。

34ページは、京のプレミアム米コンテスト開催のプレスです。

35ページは、農政局が開催されたもので、そこに京都府も参画をしています。

37ページ、「京都府農山漁村伝承技能～未来に伝えたい農山漁村の伝統技術～」は、現在募集中です。

38ページ、39ページは、関西茶品評会が開催され、京都府の出品茶が農林水産大臣賞と産地賞を獲得したお知らせです。

41ページは、畜産センターで親子ふれあい広場の開催をしたお知らせです。

計画の中でも触れました「京都府WITHコロナ・POSTコロナ戦略のとりまとめについて」はホームページに掲載しています。

資料にはありませんが、アイスマルクから大腸菌群が検出された件について回収命令が発せられた事例がありましたので御報告します。

(会長)

本日予定した協議事項および報告事項はこれで終わりますが、委員の皆様方で御発言はありませんか。

(委員)

全体として、良くできた計画になっていると感じます。

(委員)

特に申しあげることはありません。良く頑張られていると思います。

(委員)

百貨店の食料品の対応ですが、日々のコロナ対応で非常に厳しい状況が続いています。

資料は非常に分かりやすいです。百貨店の食料品も大きい仕入先から小さい仕入先まであり、特にデジタル化と、和菓子や惣菜は表示の箇所非常に困られている仕入先が多くいるのが現実です。それらに対しての丁寧な指導が非常に大事だと思ってます。

先ほどの資料5の箇所でありましたように、様々な京都のブランド米を使った取組も高島屋で秋に実施していきますので、小売業として、できるだけ可能なことはしっかり実施していきたいと思ってます。

(委員)

これまでの意見を十分反映したものを事務局でまとめていると思いますので、この内容で進めてもらえばと思います。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、進行を事務局に戻します。

【閉会】

(事務局)

会長、どうもありがとうございました。また、各委員の皆様、貴重な御意見、御質問、本当にありがとうございました。

今後、本日の御意見、また府議会、パブコメと、更に幅広く府民の皆様からこの骨子案について御意見をいただき、内容を充実させていきたいと考えております。

第3回は、11月上旬を予定しております。その際もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、閉会の挨拶を健康福祉部副部長からいたします。

(事務局)

本日は長時間にわたり、委員の皆様方におかれましては、第6次の京都府食の安心・安全行動計画の骨子案につきまして貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。まだ日本では新型コロナウイルスが全国的に拡大傾向にある中で、緊急事態宣言の対象も27日からは21都道府県に拡大するという状況であり、このような中、ウェブ会議ではありますが、御参加いただきましたことをまずはお礼申し上げます。

コロナウイルス関係では、健康福祉部でも現在対策を講じていますが、府民並びに事業者の皆様、関係団体の皆様にも行動自粛や営業時間の短縮に御協力をいただいているところであり、今しばらく御協力いただくこととなりますが、この場をお借りして改めてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

まだ出口が見えない厳しい状況ではありますが、先ほどの報告事項でも御説明した、感染予防対策を実施している飲食店様を京都府として認証する制度も7月からスタートし、既に800店舗ほどの認証をしております。このような中で頑張っておられる店舗には、京都府でもPRしております。

今のこの第5波の大きな波が収まったとしても、即座にコロナ前の生活に戻ることが想像できない中で、食を取り巻く様々な場面において、計画の中に盛り込んでおりますが、新たな生活スタイルへの転換が求められているところです。

このような中で策定する食の安心・安全の行動計画ですが、本日皆様方からいただいた様々な御意見を踏まえ、更に中身をブラッシュアップし、パブリックコメントを経て、最終案を取りまとめ、審議会で各委員の皆様方の御意見をいただき、議会に上程することとなります。

最後になりますが、今後とも委員の皆様方の御支援、御協力をいただくことをお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。

本日はどうもありがとうございました。

(事務局)

以上で本日予定しました内容を全て終了いたしました。本日は、皆様大変ありがとうございました。これで審議会を閉会といたします。

以上